

(仮称)四万十市新食肉センター建替工事

実施設計・施工一括発注プロポーザル実施要項

2024年8月1日

一般社団法人四万十食肉公社

阪急コンストラクション・マネジメント株式会社

< 目 次 >

- A. はじめに
- B. 入札参加条件
- C. 計画概要
- D. 業務内容
- E. 入札参加資格要件
- F. プロジェクト関係者
- G. 技術提案審査書類の提出
- H. 提出依頼内容
- I. 配布資料
- J. 優先順位
- K. 選定スケジュール
- L. 候補者の内定
- M. 契約
- N. 支払条件
- O. 見積条件等

## A. はじめに

本書は『(仮称) 四万十市新食肉センター建替工事』における実施設計・施工者をプロポーザル方式にて選定するための要項書です。詳細につきましては、下記項目をご参照のうえ、ご提案をお願いします。なお、この公告に掲げる本プロポーザルは、高知県及び各市町村の議会において、(仮称) 四万十市新食肉センターの整備に係る関連予算の議決を得られなかった場合、中止するかまたは本プロポーザルを延期します。

## B. 入札参加条件

入札を行った場合でも最近の経済状況、その他理由により正式発注前に工事を中止及び延期する場合があります。また、これら入札にかかる費用は入札参加各社負担とし、当該条件をご理解頂き入札参加して下さい。いかなる場合でも見積依頼時に配布する当該資料・質問回答書に準じて入札するものとし、発注者等が指示・了承した内容以外の条件及び例外等は、原則認められない旨ご了承下さい。

## C. 計画概要（入札段階の計画概要）※実施設計段階で変更となる可能性あり

工事名称：(仮称) 四万十市新食肉センター建替工事

所在地：高知県四万十市不破出来島 2058 番地 1

敷地面積：10,668.51 m<sup>2</sup>

### (1) 食肉センター

建物用途：と畜場

構造規模：S 造 地上 2 階建

建築面積：3,061.70 m<sup>2</sup>

延床面積：3,533.07 m<sup>2</sup>

### (2) 排水処理施設

建物用途：排水処理槽、一部機械室（ブロワ室）

構造規模：S 造+RC 造 地上 2 階建

建築面積：490.80 m<sup>2</sup>

延床面積：247.12 m<sup>2</sup>

### (3) その他附帯する施設

### <スケジュール（案）>

- ・設計・施工者選定 2024 年 11 月中旬選定予定
- ・実施設計 2024 年 11 月下旬～2025 年 9 月末  
※建築確認、その他法的諸手続き等含む
- ・建設工事 2025 年 10 月 1 日～2028 年 4 月末  
※検査、付帯設備工事含む

- ・試験操業 2028年5月1日～2028年7月末
- ・外構整備 2028年5月1日～2028年7月末
- ・新食肉センター操業 2028年8月1日～
- ・既存食肉センター他解体 2028年8月1日～2029年3月末
- ・外構整備 2029年4月1日～2029年12月末
- ・引渡し 2030年1月1日～

※ただし、スケジュールは入札参加者の提案による。

#### <提案上限価格>

- ・本事業に係る上限提案価格は6,295,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### D. 業務・工事の概要

#### (1) 設計・監理業務

##### ① 設計・申請関連

- ・本プロポーザル各資料、技術提案内容（採用分）および発注者との打合せに基づく実施設計業務
- ・当該建物を竣工するに必要な協議・許認可・申請等一式
- ・当該敷地の敷地測量、地盤調査一式
- ・都市計画法における都市計画区域変更の諸手続きの補助
- ・都市計画法における高知県都市計画法条例第4条に係わる諸手続き
- ・各補助金、各検査に係る諸手続きの補助
- ・他、別紙「建築設計・監理業務仕様書」に記載の設計業務項目に準じる

##### ② 工事監理業務

- ・別紙「建築設計・監理業務仕様書」に記載の監理業務項目に準じる

#### (2) 工事施工業務概要

##### ① 新築工事

- ・建物の新築工事一式（敷地全体外構工事共）
- ・と畜生産機械設備一式
- ・排水処理施設一式
- ・付帯工事一式

##### ② 解体撤去工事

- ・既存排水処理施設
- ・既存本体施設
- ・堆肥施設
- ・病畜棟
- ・その他付帯施設

- ③ 建築設備盛替え工事
- ④ 使用事業者への接続工事（設備等を含む）

## E. 入札参加資格要件

### (1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独企業（建設会社）、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という）によるものとし、甲型共同企業体（共同施工）または乙型共同企業体（分担施工）とする。
- ② 単独企業、または共同企業体の代表者は、建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ④ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に依頼する場合、協力会社は下記（2）に加え、（3）、（4）、（5）のうち、該当する担当業務の資格要件を満たす者とする。またその場合、協力会社の資格要件を確認するために、参加者同様の各書類を提出すること。
- ⑤ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とし、共同企業体の結成は、自己結成とする。
  - A) 工事施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で、甲型共同企業体（共同施工）の場合は出資比率が最大の者を代表者とすることを基本とする。ただし、構成員の中で代表者を選出することもできる。乙型共同企業体（分担施工）の場合は分担した工事金額の割合が最大の者を代表者とすることを基本とする。ただし、構成員の中で代表者を選出することもできる。構成員は（2）に加え、（3）、（4）、（5）のうち、該当する担当業務の参加要件を満たすこと。代表者については、建設業法の特定建設業許可（建築一式）、または特定建設業許可（機械器具設置）を有していること。
  - B) 構成員は、単独企業による参加者及び他の共同企業体の構成員を重複できない。
  - C) 共同企業体の構成員の数は任意とする。
  - D) 参加者は、統括監理技術者を配置すること。統括監理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務、工事監理業務、及び工事施工業務（建築一式工事、と畜生産設備工事、排水処理施設工事）を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。
  - E) 統括監理技術者
    - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という）、機械器具設置工事の監理技術者の資格を有するこ

と。

- ・参加表明書の提出時点において、設計業務、工事監理業務または工事施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・統括監理技術者は現場代理人、工事施工業務を担当する参加者の監理技術者を兼務できるものとする。

F) 現場代理人

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という）、機械器具設置工事の監理技術者の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務、工事監理業務または工事施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・現場代理人は統括監理技術者、工事施工業務を担当する参加者の監理技術者を兼務できるものとする。

(2) 共通する参加者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く）又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であって、同法第7条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第1項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者でないこと。
- ⑤ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による届出をしていない者又は同法第155条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑥ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主であって、同法第27条の規定による

届出をしていない者又は同法第 81 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。

- ⑦ 直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 参加表明書の提出時点において、四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領（平成 17 年四万十市訓令第 47 号）に基づく指名停止処分、指名回避又は高知県、及び四万十市において、これに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書の提出から契約締結の日までの間に、四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止処分、指名回避又は高知県、及び四万十市において、これに準じる措置を受けた者は失格とする。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び四万十市暴力団排除条例（平成 23 年四万十市条例第 3 号）に規定する暴力団並びにそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑪ 役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号（以下「暴力団対策法」という））第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう（以下同じ））の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう）と認められる者でないこと。

### (3) 設計業務を担当する参加者の資格

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 過去 15 年以内（平成 21 年 4 月 1 日以降）に、基本設計又は実施設計が完了した、延べ床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の国若しくは地方公共団体が発注する建築物又は令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号別添 2 による類型 2（生産施設）の第 2 類（化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等）の建築物（以下「同種施設」という）の元請としての設計業務の実績を有すること。  
なお、類型 2（生産施設）の第 1 類（組立工場等）又は類型 1（物流施設）第 2 類（立体倉庫、物流ターミナル等）の建築物の元請としての設計実績は類似施設として扱う。
- ③ 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。
  - A) 設計業務管理技術者
    - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

- ・設計業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・工事監理技術者と兼務できるものとする。
- B) 構造設計主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・構造設計一級建築士の資格を有すること。
  - ・設計業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- C) 電気設備設計主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
  - ・設計業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- D) 機械設備設計主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
  - ・設計業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- ④ 配置を予定している設計業務管理技術者は、本設計業務の完成日までの間、病気・死亡・退職・異動等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

#### (4) 工事監理業務を担当する参加者の資格

- ①建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ②過去 15 年以内（平成 21 年 4 月 1 日以降）に、竣工及び引渡しが完了した延べ床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の同種施設の元請としての工事監理業務の実績を有すること。  
なお、類型 2（生産施設）の第 1 類（組立工場等）又は類型 1（物流施設）第 2 類（立体倉庫、物流ターミナル等）の建築物の元請としての工事監理業務の実績は類似施設として扱う。
- ③工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。
- A) 工事監理技術者
- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
  - ・工事監理業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
  - ・設計業務管理技術者と兼務できるものとする。



- B) 構造工事監理主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・一級建築士の資格を有すること。
  - ・工事監理業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・構造設計主任技術者と兼務できるものとする。
- C) 電気設備工事監理主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
  - ・工事監理業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- D) 機械設備工事監理主任技術者 ※契約時点で届出を行うこと。
- ・建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
  - ・工事監理業務を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- ④配置を予定している工事監理技術者は、本工事監理業務の完成・引渡日までの間、病  
気・死亡・退職・異動等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、  
変更を認めない。

#### (5) 工事施工業務を担当する参加者の資格

##### 《建築一式工事を担当する参加者》

- ①建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- ②参加表明書提出時点において、経営事項審査による建築一式工事の総合評定値が単独企業（建設会社）または共同企業体の代表者は、900点以上であること。
- ③過去15年以内（平成21年4月1日以降）に、竣工及び引渡し完了した延べ床面積1,500㎡以上の同種施設の元請としての施工実績を有すること。  
なお、類型2（生産施設）の第1類（組立工場等）又は類型1（物流施設）第2類（立体倉庫、物流ターミナル等）の建築物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。
- ④参加表明書の提出時点において、当該業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有する建築一式工事の監理技術者を配置すること。監理技術者は現場代理人を兼務することができる。

##### 《と畜生産設備工事一式を担当する参加者》

- ①参加表明書提出時点において、経営事項審査による機械器具設置工事の総合評定値が、生産設備の工事施工業務を担当する参加者は、800点以上であること。

- ②生産設備工事一式を担当する参加者、共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社は、過去15年以内（平成21年4月1日以降）に、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条に基づく「と畜場」を有する、と畜場、「食肉卸売市場」又は「産地食肉センター」において、小動物600頭以上の新設、または小動物600頭以上を増設の元請としての施工実績を有すること。
- ③参加表明書の提出時点において、当該業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有する機械器具設置工事の監理技術者を配置すること。機械器具設置工事の監理技術者は現場代理人を兼務することができる。
- ④単独または共同企業体は、緊急の不具合発生時に速やかに対応できるアフターメンテナンス体制を有していること。

#### 《排水処理施設工事一式を担当する参加者》

- ①参加表明書提出時点において、経営事項審査による機械器具設置工事の総合評定値が、排水処理設備の工事施工業務を担当する参加者は、1,000点以上であること。
- ②排水処理設備工事一式を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社は、過去15年以内（平成21年4月1日以降）に、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条に基づくと畜場、「食肉卸売市場」又は「産地食肉センター」において、700m<sup>3</sup>/日以上の新設、または700m<sup>3</sup>/日以上を増設の元請としての施工実績を有していること。
- ③参加表明書の提出時点において、当該業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有する機械器具設置工事の監理技術者を配置すること。機械器具設置工事の監理技術者は現場代理人を兼務することができる。
- ④単独または共同企業体は、緊急の不具合発生時に速やかに対応できるアフターメンテナンス体制を有していること。

#### 《共通事項》

- ・参加者は、選定した各監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、工事施工業務を担当する単独または共同企業体の構成員又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- ・各施工担当者において、建築、電気設備、機械設備、と畜生産設備、排水処理設備の配置予定技術者は以下の資格を有すること。

担当	資格名称
建築	一級建築施工管理技士又は一級建築士
電気設備	一級電気施工管理技士 ※契約時点で届出
機械設備	一級管工事施工管理技士 ※契約時点で届出
と畜生産設備	機械器具設置工事の監理技術者（と畜生産設備担当）
排水処理施設	機械器具設置工事の監理技術者（排水処理施設担当）

※監理技術者は、参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。

- ・配置予定技術者は、施工期間中の間、病気・死亡・退職・異動等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

#### (6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ①選考委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ③実施要項の規定に違反すると認められた場合
- ④指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - A) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - B) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - C) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤参加表明書提出から契約締結の日までの間に参加資格要件を欠いた場合

#### F. プロジェクト関係者

発注者       ： 一般社団法人四万十食肉公社  
 発注者支援： 阪急コンストラクション・マネジメント株式会社  
 発注方式    ： 実施設計・施工一括発注プロポーザル方式

#### G. 技術提案審査書類の提出

技術提案審査対象者は、技術提案審査書類として、別に定める技術提案要領に基づき、技術提案を提出すること。特に技術提案は要求水準を満たしかつ適正な品質を確保や維持管理に関することを目的とした提案を行うことを求める。また、建築についてのみ VE 提案を認め、適正な品質を確保しつつ、工事費抑制につながることを目的とした提案を行うことを求める。

## H. 提出依頼内容

(1) 提出書類 ※EXCEL データで配布している書式については EXCEL データでも提出すること。

### ①参加表明書及び添付書類等

- A) (様式1-1) 参加表明書
- B) (様式1-2) 秘密保持に関する誓約書
- C) (様式1-3) 会社概要(代表者・構成員)
- D) (様式1-4) 委任状(共同企業体)

共同企業体の場合は、共同企業体協定書(任意様式)の写し

- E) 高知県、または四万十市における「令和6年度競争入札参加資格審査申請(建築関係建設コンサルタント、建築一式工事、機械器具設置工事)」の手続きが完了していることを証明する書類の写し

※上記手続きが完了していない参加者は、次の書類を提出すること。なお、印鑑証明書、納税証明書及び商業登記簿謄本(登記事項証明書)は、参加表明書提出日以前3ヶ月以内に発行されたものとする。

- ・(様式1-5) 暴力団排除に関する誓約書
- ・(様式1-6) 使用印鑑届出書
- ・(様式1-7) 委任状 ※委任先がない場合は不要
- ・建築士事務所登録書の写し(設計・工事監理業務担当者のみ)
- ・営業に関する登録証明書等(写し)
- ・技術者が資格を有することを証する書類(写し)
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書(法人税、都道府県税及び市区町村税[その3の3]) ※委任先含む
- ・商業登記簿謄本(登記事項証明書)(写し可)
- ・直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し  
※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(工事施工業務担当者のみ)
- ・建築一式工事の特定建設業許可書の写し(工事施工業務担当者のみ)

### ②参加者等の実績

- A) (様式2-1) 設計業務を担当する参加者等の同種又は類似施設の実績
- B) (様式2-2) 工事監理者を担当する参加者等の同種又は類似施設の実績
- C) (様式2-3) 工事施工業務を担当する参加者等の同種又は類似施設の実績

※各参加者の実績は、それぞれ3件までの記載とする。

### ③配置予定技術者の資格及び実績 ※実績は参加資格要件ではなく参考

- A) (様式3-1) 配置予定設計技術者の資格及び実績
- B) (様式3-2) 配置予定工事監理技術者の資格

C) (様式3-3) 配置予定統括監理技術者・各施工技術者の資格及び実績

④技術提案書

A) (様式4-1) 業務計画提案書 (A 3 片面・横 1 枚以内)

B) (様式4-2) テーマⅠ 主要プラント機器等の運転・維持管理に関する方策 (A 3 片面・横 1 枚以内)

C) (様式4-3) テーマⅡ 工期短縮方法及び稼働への配慮 (A 3 片面・横 1 枚以内)

D) (様式4-4) テーマⅢ VE 提案 (A 3 片面・横 1 枚以内)

E) (様式4-5) テーマⅣ 地域貢献 (A 3 片面・横 1 枚以内)

⑤見積書

A) (様式5-1) 価格提案書(工事費)

B) (様式5-2) 施工費概算科目別内訳書

C) 工事費見積書 ※任意書式

D) (様式5-3) 価格提案書(設計・工事監理業務)

※注意事項

- ・工事費見積書については EXCEL データも合わせて提出すること。
- ・見積書は仕様、数量、単価等を可能な限り明確に表示し、一式表示は極力なくすこと。
- ・見積金額については、値引き表示は行わないこと。
- ・見積ミス(項目漏れ等)による工事費の追加は認められません。
- ・項目漏れがあったとしても、取止めや仕様変更があった場合には増減の対象とします。
- ・工事費見積書に対しては、HCM にて確認を行い、後日、疑問点に対してヒアリングを行う場合があります。

⑥全体工程表 ※任意書式 (実施設計工程・申請工程、施工工程を記載)

⑦体制表 ※任意書式

- ・設計業務体制表：担当各氏名、経歴、資格(社内・協力会社共)
- ・工事監理業務体制表(社内・協力会社共) ※予定
- ・工事施工業務体制表(社内・協力会社共) ※予定

(2) 質問・回答

- ・(様式6-1) 参加表明等に係る質問書提出期限：2024年8月16日(金曜日)17:00
- ・(様式6-2) 技術提案書等に係る質問書提出期限：2024年9月20日(金曜日)17:00
- ・提出先：阪急コンストラクション・マネジメント株式会社 PD部 青山 明生 宛  
＜宛先＞E-mail：aoyama-akio@hankyu-cm.jp  
＜c c＞E-mail：akamatsu-naoki@hankyu-cm.jp  
E-mail：saeki-hiroshi@hankyu-cm.jp  
E-mail：company@s-shokuniku.com

※Eメール送信のみの提出とし、持参・FAX・口頭・電話による質問は受けません。

※所定の様式を用い、質問には通し番号を付与して下さい。

※用紙の所定欄には会社名等を記入して下さい。

※質問は1項目につき1つのセル内に記入して下さい。

※質問が無い場合でも、その旨を質問内容欄に明記して提出して下さい。

※質問送信後、送信した旨必ず電話連絡を行って下さい。(連絡先：0880-37-4315)

- ・参加表明等に係る質問書回答日時：2024年8月21日（金曜日）17:00

技術提案書等に係る質問書回答日時：2024年9月27日（金曜日）17:00

※上記日時までにHPにて回答致します。(各社分を一括でまとめ、HPにて回答します)

※回答後の個別の質問等は一切応じられません。

### (3) 必要書類の提出

- ・H. 提出依頼内容（1）提出書類①～③参加表明書等提出期限：

2024年8月26日（月曜日）17:00

- ・H. 提出依頼内容（1）提出書類④～⑦技術提案書等提出期限：

2024年10月18日（金曜日）17:00

- ・提出先①：一般社団法人四万十食肉公社 代表理事

提出方法：工事名称・会社名を明記し、厳封のうえ持参または郵送にて提出して下さい。

<宛先>高知県四万十市不破出来島 2058-1

提出部数：紙ベース提出10部・データ(CD-R)各1部

※提出された資料等は返却致しません。

- ・提出先②：阪急コンストラクション・マネジメント株式会社 PD部 青山 明生

提出方法：E-mailにて必要書類を全て提出して下さい。

<宛先>E-mail：aoyama-akio@hankyu-cm.jp

< c c >E-mail：akamatsu-naoki@hankyu-cm.jp

E-mail：saeki-hiroshi@hankyu-cm.jp

E-mail：company@s-shokuniku.com

※資料送信後、送信した旨必ずHCM青山に電話連絡を行うこと。(連絡先：06-6147-3069)

### I. 配布資料

- ①実施設計・施工一括発注プロポーザル実施要項(本書)
- ②実施設計・施工一括発注プロポーザル様式集(様式1-1)～(様式6-2)
- ③実施設計・施工一括発注プロポーザル技術提案書等評価要領
- ④【別紙】建築設計・監理業務仕様書
- ⑤食肉システム要求水準書 ※
- ⑥四万十市新食肉センター整備基本設計業務 基本設計書(本編) ※

⑦解体費概算に伴う既存建物図面（※閲覧のみ。閲覧期間：8月1日～9月20日）

※⑤と⑥については、セキュリティ上PDFファイルにパスワードを設定しているため、閲覧希望者は、H. 提出依頼内容（3）必要書類の提出に記載の<宛先>と<c c>の全てのメールアドレス宛に、閲覧希望の旨を記載の上、メールを送信すること。

メール送信後、送信した旨必ずHCM 青山に電話連絡を行うこと。（連絡先:06-6147-3069）

#### J. 優先順位

各資料の優先順位は下記の通りとします。

- ①質問回答書
- ②本要項書
- ③基本設計図書

※配布資料の優先順位は上記順位としますが、同順位の資料の中の齟齬が原因で発注者等と請負者間で見解の相違が生じた場合は、発注者等の見解を優先とします。

#### K. 選定スケジュール

	公告	期日等
①	公告（公募開始）	令和6年 8月 1日（木）
②	参加表明書等の受付開始	令和6年 8月 1日（木）
③	参加表明書等に係る質問書受付開始	令和6年 8月 1日（木）
④	参加表明書等に係る質問書受付終了	令和6年 8月 16日（金）
⑤	参加表明書等に係る質問に対する回答の公表	令和6年 8月 21日（水）
⑥	参加表明書等の受付終了	令和6年 8月 26日（月）
⑦	1次審査（客観評価）参加表明書等審査	令和6年 8月 27日（火）～ 令和6年 8月 29日（木）
⑧	1次審査結果通知（技術提案書提出要請）	令和6年 8月 30日（金）
⑨	現地説明会	令和6年 9月 9日（月）～ 令和6年 9月 13日（金）
⑩	技術提案書等に係る質問受付開始	令和6年 9月 9日（月）
⑪	技術提案書等に係る質問受付終了	令和6年 9月 20日（金）
⑫	技術提案書等に係る質問書回答	令和6年 9月 27日（金）
⑬	技術提案書等の受付終了	令和6年 10月 18日（金）
⑭	プレゼンテーション参加要請	令和6年 11月 5日（火）
⑮	2次審査（提案評価） プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年 11月 8日（金）
⑯	2次審査結果通知	令和6年 11月 12日（火）
⑰	契約締結	令和6年 11月中旬（予定）

#### L. 候補者の内定

- (1) 提出物及びプレゼンテーション及びヒアリングの審査の結果を持って、候補者を決定します。決定するにあたり、提出頂いた資料についての追加説明や再見積り等を求めることがあります。
- (2) 決定に関わる審査経過の公表は行わないものとします。また、決定に対する質疑は受け付けないものとします。

#### M. 契約

決定者は、実施設計・監理契約、工事請負契約を締結します。契約締結の上、速やかに実施設計業務を開始するものとします。

- (1) 設計および監理契約：四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に準拠し、契約書の詳細は別途協議
- (2) 工事請負契約：民間（七会）連合協定「工事請負契約約款」に準拠し、契約書の詳細は別途協議

ただし

①第 22 条 「損害保険」に次の事項を付加する。

<支給材料・貸与品がある場合は損害保険の対象に加える>

②第 28 条 (5) 削除

③第 29 条 (2) 減少分は内訳明細書単価ベースとして協議を行うこと  
増加分は時価を内訳明細書単価と読替え協議を行うこと

※実施設計・監理契約、工事請負契約を取り交わした時点で概算工事費見積書の金額を原則担保すること。

ただし、設計期間中において内容に変更が生じた場合は都度設計者より増減理由毎の増減見積書を発注者へ提出・確認を受け、金額について協議を行うこと。

また、工事請負金額の総額は変更の無い様に VE・CD の提案も含め設計時に協力をを行うこと。

実施設計完了時、詳細見積書は発注者にて確認を行い、発注者と協議の上、工事請負金額を決定する。

新規追加項目の単価については、契約見積書の単価レベルをベースに協議の上決定する。

#### N. 支払条件

業務費・工事費の支払いは、出来高によるものとしますが、毎年度の上限額は次のとおりとし、現金払い(銀行振込み)とします。※必ず支払月前月末までに、請求書を提出すること。

- ・2024 年度 支払いなし
- ・2025 年度 契約金額の 3.7%以内



- ・2026年度 契約金額の27.8%以内
- ・2027年度 契約金額の53.1%以内
- ・2028年度 契約金額の14.6%以内
- ・2029年度 残額の支払い

※工事手直し完了・工事費精算金額決定を前提とします。

## ○. 見積条件等

### (1) 地質調査

- ・構造設計及び確認申請に必要な調査を実施する費用を一式見込む。
- ・調査会社を決定する前に、発注者に依頼先・調査方法等の承認を受ける。

### (2) 仮設等

- ・仮設電気・水利用等の費用はすべて本工事に見込むこと。
- ・工事中の仮囲い・防音壁は、装飾・サインの配置等、景観・デザインについて周辺に配慮する。

### (3) 負担金等

- ・本設の電力引込み工事および負担金は、すべて本工事に含む。
- ・本設引込み後、竣工引渡しまでの間の電力・ガスの基本料金および使用料金は、各種機器の試運転に要する費用、上下水道はないため水利用に係わる全ての費用を含め、すべて本工事に含む。

### (4) 現地確認

- ・現地確認会を下記日程で開催する。  
希望する各社は必ず事前にE-mailにて発注者等に参加可能な日時および人数を報告の上参加すること。

#### <現地確認会>

開催日程：2024年9月9日(月)～2024年9月13日(金)の何れかの日程

現地確認についての連絡窓口：

阪急コンストラクション・マネジメント株式会社 PD部 青山 明生

電話番号：06-6147-3069

<宛先>E-mail：aoyama-akio@hankyu-cm.jp

<c c>E-mail：akamatsu-naoki@hankyu-cm.jp

E-mail：saeki-hiroshi@hankyu-cm.jp

E-mail：company@s-shokuniku.com

### (5) 別途工事

- ・本件見積対象工事のうち一部の工事を契約交渉段階において、別途工事とする場合があります。

・別途工事についても契約約款第3条による関連工事同様に協力を行うこと。  
特に、請負者は別途工事で本工事と密接に関連する事項や工程管理・安全管理などの調整に万全の協力体制をとると共に、その費用を負担し、別途工事業者に対して賦金・負担金・協力金等を請求しないこと。

(6) 近隣対応

・工事着手前に近隣への周知・挨拶・説明会等を行うこと。  
・工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については一切請負者において処理・解決しその費用を負担すること。

(7) メーカー・専門工事業者の選定について

・請負者はメーカー・専門工事業者の選定にあたり、事前に発注者等に選定願いを提出し、承認された業者を使用すること。また下請業者、専門工事業者、製造者、商社・代理店などで発注者からの推薦がある場合にはこれを検討のこと。

(8) 申請関係

・着工前までに発注者側で押印する書類一覧表を作成し提出すること。

(9) 諸式典費用

・安全祈願祭（地鎮祭）の費用は本工事費に含むこと。  
（直会を行う場合の費用は負担すること）  
・竣工式に伴う費用は発注者負担とするが、式典に伴う諸作業について、発注者等に協力すること。

(10) 登記・税金申告関係対応への協力

・請負者は、発注者の本建物登記申請、事業所税および固定資産税評価額算定等に関し、図面作成、見積書の分解作業を発注者（資産管理担当）の指示に従い行うこととし当該費用は工事費に含むこと。

(11) 竣工後の定期点検・検査

・請負者は、工事監理者と連携して、本建物引渡後・6か月目・1年目・2年目に定期点検・検査を行う。立会人は発注者とし、処置は発注者と協議のうえ行うこと。

(12) 損害保険

・建設工事保険、請負業者賠償責任保険、その他本工事施工に関し請負者を免責するために必要と認められる損害保険に加入することを想定し、当該保険料を現場経費の中に明示すること。なお請負者に加えて、請負者の下請業者、発注者等、工事監理者、および発注者等が指定する第三者も被保険者とする。ただし、別途工事側の損害保険は、別途工事側で加入とする。

(13) 管理用備品・消耗品の予備品

・請負者は発注者が竣工後の本建物管理に必要とする管理用備品と消耗品の予備品のうち請負者が負担するものについて、発注者に事前確認の上、用意すること。なお、アイテム数と数量は一般的な社会通念上常識の範囲とする。

(14) 会議開催環境・図書の受け渡し

- ・請負者は遠隔での会議を円滑に行える高性能 WEB 会議用マイクスピーカー及び現場確認が可能な環境構築に努めること。

例：WEB 会議システムの導入（大型モニター、マイクスピーカー）、現場動画撮影カメラの導入は必須とし、その他必要なものを準備すること。

- ・請負者は監理者及び発注者、CM との書面及び図面等の受渡しについては、クラウドサーバー等を導入し、施工に関わる承認及び物決め行為の効率化に努めること。

(15) 増減変更・工事諸積算

- ・追加・変更工事は工事請負契約書の内訳明細書の単価とします。
- ・追加・変更が発生した場合は、直ちにその内容・見積書と共に監理者へ提出し査定を受け、発注者の確認を受け、金額について協議を行なった上で、発注者に承認を得ること。
- ・上記の見積にあたって、現仕様の追加・中止の場合は、契約時の見積書の単価にて精算するものとし、新規仕様の追加の場合は、新たな単価にて見積書を提出し、査定・承認を受けること。
- ・上記の内容は都度提出すると共に、竣工時に精算見積書として取り纏めて提出する。
- ・施工者に起因する変更工事、また軽微な変更工事は精算対象外とします。

(16) 行政指導の遵守

本工事の設計施工内容は、建築基準法、消防法等及び各種条例指導要項等法令指導に適するものとし、これによって生ずる責任の一切は費用も含め請負業者が負うものとし、

（建築確認申請等に伴う追加変更、行政指導事項等による追加変更の類は、本工事に含むものとし、これに対する請負金額の増額は認めません。）

(17) プロジェクトに関する問い合わせ

- ・直接発注者に問合せ等を行う場合は、下記の連絡先に連絡願います。

連絡先：一般社団法人四万十食肉公社 電話番号：0880-37-4315

※本要項書関連、建築技術関連に関する問合せは、〇. 見積条件等の（４）現地確認と同じ窓口（HCM 青山）に御連絡願います。

(18) その他の協力事項

- ・建物引渡時に取扱い説明会の開催をするとともに、建物中長期修繕計画を提出すること。
- ・その他、本工事および本建物に関連して請負者の協力が必要な場合は、発注者等の要請に基づきその業務に協力すること。

(19) その他の注意事項

- ・本工事で生じた廃棄物に関しては、関連法規・条例等を遵守し、最終処分に至るまで適切な処理をすること。

- 本工事にあたり、計画地に適用される環境に関する法令・規則等を遵守するとともに、公害の発生がないよう十分注意すること。
- 本見積要項書の受理者は、本見積要項書(その他の交付資料含む)の内容を第三者に開示してはなりません。
- 交付資料における疑義は質問回答書により契約締結までに解決したものとみなします。
- この公告に掲げる本プロポーザルは、高知県及び各市町村の議会において、四万十市新食肉センターの整備に係る関連予算の議決を得られなかった場合、中止するかまたは本プロポーザルを延期します。